

SMBC・ベトナムレポート～税務編

ベトナムの現地法人、駐在員事務所、 支店の会計税務(2019年5月一部改訂)

本稿では現地法人、駐在員事務所、支店の会計税務上の相違点について説明します(2018年4月27日に掲載したものの改訂版、改訂点については下線部分ご参照)。

2019年5月28日

I-GLOCAL CO., LTD.ハノイ事務所

米国公認会計士 逆井将也

E-mail: masaya.sakasai@i-glocal.com

一. はじめに

ベトナム国内に現地法人を設立した後、生産活動場所の拡大や販売活動の促進を目的に、ベトナム現地法人の新たな事業拠点として支店や駐在員事務所を設立する企業が増えてきている。本稿では、企業がどのような設立形態で新たな拠点を設立すべきかの判断材料となるよう、会計税務を中心にそれぞれの相違点について説明する。

二. 設立形態の定義

(1) 現地法人

独自の名称、資産、および安定的な事業所を有し、法令に基づき登記された営利を目的とする経済組織である。

(2) 駐在員事務所

委任の範囲内で企業の代表として活動し、企業のために行動する企業の所属組織である。駐在員事務所の活動範囲は情報収集活動や広報活動に限られるため、契約や営業をすることはできない。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

(3) 支店

企業の代表者から委任された事項を含め、企業のすべてまたは一部の機能を実施する企業の所属組織である。本稿では、ベトナム国外法人のベトナム支店ではなく、ベトナム現地法人が新たにベトナム国内事業拠点として支店を設立する場合に特化して説明する。支店ライセンスを取得する際、支店で投資プロジェクトを実施する場合は、投資登録証明書を取得する必要がある。投資プロジェクトの定義は法令上不明確だが、実務上は新たに製造拠点や販売拠点等を設ける場合とされることが多い。

たとえば、支店で新たに工場や倉庫、小売店舗を設ける場合は投資プロジェクトの実施とみなされる可能性が高い。また、支店の会計税務上の分類として、独立支店と従属支店を選択することができるが、投資プロジェクトを実施する場合には、独立支店を選択することが一般的である。

三. 設立形態ごとの比較

設立形態ごとの主な違いについて、以下の表をご参照いただきたい。

項目	現地法人(本店)	駐在員事務所	支店	
法人格	有り	なし	なし	
印鑑	有り	有り	有り	
税コード	有り	有り	有り	
ライセンス	投資登録証明書 企業登録証明書	駐在員事務所活動証明書	投資プロジェクトがある場合: 投資登録証明書 支店設立許可証	
			投資プロジェクトが無い場合: 支店設立許可証	
代表者	制限なし	外国法人の駐在員事務所の場合: 法人社長との兼務不可 現地法人の駐在員事務所の場合: 法人社長との兼務可能	制限なし	
インボイス発行	可能	不可	可能	
契約締結	可能	不可	本店法的代表者の委任がある場合は可能	
従業員の雇用	可能	可能	可能	
決算報告書	必要	不要	独立支店	必要 本店および支店の管轄税務局へ提出
			従属支店	不要 本店作成分に含まれる
会計監査	必要	不要	独立支店	必要
			従属支店	不要
チーフアカウント	必要	不要	独立支店	必要
			従属支店	不要
法人税	必要	不要	独立支店	必要 支店が管轄税務局へ申告および納税
			従属支店	不要 本店申告分に含まれる
付加価値税	必要	不要	独立支店	①支店の所在地が本店と異なる省・市の場合: 必要 支店が管轄税務局へ申告および納税 ②支店の所在地が本店と同じ省・市の場合: 不要 本店申告分に含まれる (注) 許可申請を行えば支店独自に申告および納税可能
			従属支店	①支店の所在地が本店と異なる省・市の場合: 必要 支店が管轄税務局へ申告および納税 (注) 支店が本店向けの製造拠点となっており、売上が無い場合は、本店が支店の管轄税務局で申告および納税 ②支店の所在地が本店と同じ省・市の場合: 不要 本店申告分に含まれる
事業登録税	必要	不要	①支店の所在地が本店と異なる省・市の場合: 必要 支店が管轄税務局へ申告および納税 ②支店の所在地が本店と同じ省・市の場合: 不要 本店が管轄税務局へ申告および納税	
個人所得税	必要	必要	必要	

(出所) 投資法 67/2014/QH13、企業法 68/2014/QH13、政令 83/2013/ND-CP、政令 78/2015/ND-CP、政令 07/2016/ND-CP、通達 156_2013_TT-BTC、通達 302_2016_TT-BTC

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

四. おわりに

ベトナムは南北に主要な経済圏があるため、事業拡大に伴い複数拠点を設立する傾向は今後も続くと考えられる。上述の通り、支店は独自に契約を締結できることから、本店同様に事業を実施する場合には支店を設立する機会が多い。一方で、駐在員事務所は本店の連絡業務が主な機能であり、利益が発生する活動を実施できないため、市場調査等の限定的な目的の場合に選択される。それぞれの形態ごとの特徴を正確に理解した上で設立形態を判断していただけたら幸いである。

以上

I-GLOCAL CO., LTD. は2003年にベトナム初の日系会計事務所として設立されました。ベトナム国内に4拠点を有し、企業のベトナム進出支援から進出後の会計・税務・人事労務を中心としたコンサルティング業務、監査、M&A支援、撤退に関する相談までワンストップで提供しております。現在の契約社数は700社を超え、幅広い業種のお客様を支援してきた実績により、豊富な事例に基づいた助言を提案できることが強みです。

逆井 将也(さかさい まさや)

I-GLOCAL CO., LTD.ハノイ事務所 米国公認会計士

慶應義塾大学商学部卒業。生命保険会社で顧客対応、経理、内部統制等に関わる経験を経て、I-GLOCALに入社。ハノイ事務所にて企業のベトナム進出支援から進出後の会計・税務・人事労務を中心としたコンサルティングに従事。